

## EQWEL オンラインコースに関する契約書面

**この書面は十分に内容をご確認下さい。また、契約内容をご了解いただいたからお申し込み下さい。**

- ・事業者の名称: 株式会社 EQWEL
- ・代表者名: 長谷川 永子
- ・住所: 〒543-0053 大阪市天王寺区北河堀町 3-15
- ・電話番号: 06-6776-4141 (代表)
- ・役務の内容: 幼児、小学生に対するオンラインレッスン
- ・役務提供の形態: オンライングループレッスン
- ・役務提供の時間: 1回50分～90分(コースにより異なる) 年間43回
- ・特約: 「EQWEL オンラインコース利用規約」に同意していただきます。
- ・購入が必要な商品、役務: 各コースにより異なります。料金システムページにてご確認ください(<https://www.eqwel-online.jp/fees.html>)
- ・支払時期・方法: レッスン開始月の前月末までにクレジットカードにてお支払下さい。2ヶ月目以降は自動継続となります。
- ・役務の提供期間: レッスン開始日より1か月間。その後は自動継続、自動進級制となります。

### ・クーリングオフに関する事項

- 1 契約書類等を受領した日から数えて8日以内であれば書面により入室金を含め契約を解除することができます。
2. 当教室の責により契約の解除が妨害された場合は、法令で定められた契約の解除が出来る旨を記載した書面の交付・説明を受けた日から8日間を経過するまでは、契約の解除ができます。
3. 関連商品についても契約の解除が出来ます。商品の引渡しに既にされている場合は、その引取りに要する費用は当教室の負担とします。
4. 契約の解除は、契約を解除する旨を記載した書面を、当教室宛に発信したときに、その効力が発生するものとします。
5. 契約解除については、違約金及び利用したサービスの対価は不要とし、当教室は受領した前払い金を速やかに返還するものとします。なお、前払い金を返還する際の費用は当教室の負担とします。

### ・受講コースの中途解約に関する事項

1. クーリングオフ期間経過後は、中途解約を行うことができます。
2. 受講者からの解約の申し込みがあった日をもって契約を終了するものとします。
3. 中途解約が受講開始前の場合は、受講料より解約手数料として1万円をご負担頂きます。
4. 中途解約が受講開始後の場合は、受講料より解約手数料として1ヶ月分のレッスン料(ただし上限2万円)をご負担頂きます。
5. 中途解約の場合は、入室金、スターターキット、その他教材費などの返金はございません。
6. 役務の提供期間満了後は中途解約できません。

- ・抗弁権の接続に関する事項 : クレジットカード支払いによる抗弁の接続の対応は法令に従い行います。
- ・前受金の保全: 月単位のお支払いであることから、前受金の保全措置はとっておりません。

以上